平成２２年（フ）第１０７号
福岡県久留米市上津町1778番地２　エテルネルソレイユＢ棟102号
債務者　鮫島　正和
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１１５号
福岡県うきは市吉井町宮田49番地
債務者　楢崎　靖子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１２６号
鹿児島県日置市吹上町中原2755番地
債務者　和田圭一郎
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
鹿児島県鹿児島市上福元町5688番地　グレイス伊地知Ⅱ203号
債務者　松永　和宏
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２９４号
仙台市太白区根岸町４番15号
債務者　大竹　篤子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３１４号
宮城県岩沼市桜４丁目８番１―207号
債務者　佐藤　博世
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３９６号
仙台市若林区大和町２丁目９番８号　コーポ芳賀Ｂ棟102
債務者　佐藤　浩治
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４４６号
仙台市泉区泉中央３丁目22番地の12　ファミーユ泉Ａ―102
債務者　小野寺育雄
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４４８号
仙台市青葉区桜ケ丘３丁目31番16号、住民票上の住所仙台市泉区松陵２丁目１番地の２県営松陵住宅３―205
債務者　増子圭太郎
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
秋田市山王５丁目２番15号　ａｔｙ山王101号、前住所秋田市外旭川字三千刈71番地３レジデンス菅原Ｃ102
債務者　佐藤みな子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９５号
福島市南向台３丁目12番地の12
債務者　本間　岩男
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第９６号
福島市南向台３丁目12番地の12
債務者　本間　容子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第７８８号
茨城県ひたちなか市大字高場1406番地７
債務者　篠原　智子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４９号
茨城県日立市東大沼町４丁目２番７号
債務者　今野　君江
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第６５号
茨城県日立市中丸町２丁目11番14号、前住所茨城県日立市末広町３丁目３番22―201号
債務者　宇佐美幸子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第７５号
茨城県筑西市下中山582番地15
債務者　小川　利明
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４７号
群馬県桐生市菱町５丁目641―２　Ｂ―７、住民票上の住所群馬県桐生市菱町５丁目640番地の13
債務者　石倉トシエ（旧姓籾山）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部